

千葉県報

定例
令和6年4月16日

第13931号

報

県

葉

千

令和6年4月16日(火曜日)

主要目次

○ 漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定

○ 保安林の指定の解除(二件)

公告

○ 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等の変更

○ 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(五件)

○ 建築士法に基づく建築士の免許の取消し

企業局公告

○ 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

病院局公告

○ 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

告示

示

千葉県告示第二百八十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和六年四月二十日から発生する。

令和六年四月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

その一

区域 館山漁業協同組合の地区のうち館山船形地区
漁業の区分 船形地区の主として一本釣り及びさし網によってかわはぎをとることを目的とする小型合併漁業

その二

区域 新勝浦市漁業協同組合の地区

漁業の区分 大沢地区の主として一本釣りを営む小型合併漁業

その三

区域 新勝浦市漁業協同組合の地区

漁業の区分 浜行川地区の主として一本釣りを営む小型合併漁業

その四

区域 新勝浦市漁業協同組合の地区

漁業の区分 興津地区の主として一本釣りを営む小型合併漁業

その五

区域 新勝浦市漁業協同組合の地区

漁業の区分 豊浜地区の主として一本釣りを営む小型合併漁業

千葉県告示第二百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する。

令和六年四月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 解除に係る保安林の所在場所

館山市北条字南浜小松二、三〇〇番八、二、三〇〇番九、二、三〇〇番一七、二、三〇〇番一八、二、三〇〇番四四から二、三〇〇番四六まで

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

千葉県告示第二百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する。

令和六年四月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 解除に係る保安林の所在場所

香取郡多古町北中字亀甲五二一番三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

公 告

令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等の変更

令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等（令和五年八月十五日付け千葉県公告）で公告した入札参加資格審査の申請方法及び添付書類、変更等の届出並びに別記様式について、次のとおり変更する。

令和六年四月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 変更前の第三 入札参加資格審査の申請方法及び添付書類の三
- 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を郵送等により知事に提出しなければならない。ただし、日本国内に営業所を置かない者が提出する場合にあつては、納税証明書、法人の登記事項証明書、身分証明書等又は印鑑証明書の提出を省略することができる。
- 1 申請書等
 - 2 経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）
 - 3 財務諸表（審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度のものとする。）
 - 4 納税証明書（全ての千葉県税並びに審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、県内に営業所等を有しない者にあつては、全ての千葉県税の納税証明書を省略することができる。）
 - 5 申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書
 - 6 申請者が個人である場合にあつては、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書
 - 7 印鑑証明書（法人にあつては、代表者のものとする。）
 - 8 営業に關し許可、認可等が必要とする場合にあつては、許可証、認可証等の写し
 - 9 国際規格等（ISO9001若しくはISO14001又はエコアクション21（一般財団法人持続性推進機構が認証するもの）をいう。以下同じ。）の認証を取得している者にあつては、当該認証に係る登録証等の写し
 - 10 障害者法定雇用率達成者にあつては、障害者雇用状況報告書の写し
 - 11 技術者の資格免許等取得状況一覧表
 - 12 使用印鑑届委任状（別記様式）
- 二 変更後の第三 入札参加資格審査の申請方法及び添付書類の三
- 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を郵送

等により知事に提出しなければならない。ただし、日本国内に営業所を置かない者が提出する場合にあつては、納税証明書、法人の登記事項証明書又は身分証明書等の提出を省略することができる。

- 1 申請書等
 - 2 経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）
 - 3 財務諸表（審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度のものとする。）
 - 4 納税証明書（全ての千葉県税並びに審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、県内に営業所等を有しない者にあつては、全ての千葉県税の納税証明書を省略することができる。）
 - 5 申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書
 - 6 申請者が個人である場合にあつては、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書
 - 7 営業に關し許可、認可等が必要とする場合にあつては、許可証、認可証等の写し
 - 8 国際規格等（ISO9001若しくはISO14001又はエコアクション21（一般財団法人持続性推進機構が認証するもの）をいう。以下同じ。）の認証を取得している者にあつては、当該認証に係る登録証等の写し
 - 9 障害者法定雇用率達成者にあつては、障害者雇用状況報告書の写し
 - 10 技術者の資格免許等取得状況一覧表
 - 11 代理人を定める場合にあつては、委任状
- 三 変更前の第十 変更等の届出
- 入札参加資格者は、その資格の有効期間中に、次に掲げる事項について変更があつたとき、又は営業を廃止したときは、速やかにその旨を電子情報処理組織を使用して知事に届け出なければならない。
- 一 商号又は名称
 - 二 営業所の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及びURL
 - 三 入札参加資格者が法人の場合にあつては、その代表者の氏名
 - 四 入札参加資格者が個人の場合にあつては、その氏名
 - 五 代理人
 - 六 届出の印鑑
 - 七 希望業種（第一希望業種は変更できない。）
- 四 変更後の第十 変更等の届出
- 入札参加資格者は、その資格の有効期間中に、次に掲げる事項について変更があつたとき、又は営業を廃止したときは、速やかにその旨を電子情報処理組織を使用して知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 営業所の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及びURL
 - 三 入札参加資格者が法人の場合にあつては、その代表者の氏名
 - 四 入札参加資格者が個人の場合にあつては、その氏名
 - 五 代理人
 - 六 希望業種（第一希望業種は変更できない。）
- 五 変更前の別記様式

(その1)

申請区分	
商号区分	

使用印鑑届兼委任状

年 月 日

千葉県知事 局長 様
 千葉県教育委員会 教育長

所在地又は住所
 登記上の所在地
 又は住民票上の住所
 商号又は名称
 代表者職氏名

実印

使用印

代理人使用印

1 使用印鑑届

私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。
 *実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。印鑑は、はっきりと押印してください。

2 委任事項

私は、次の者を代理人と定め、^{から}までの入札参加資格の有効期間において、下記の権限を委任します。
 この場合、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

所在地又は住所
 商号又は名称
 受任者 職 氏 名

記

委任事項

- (1) 見積り及び入札に関する一切の権限
 - (2) 復代理人選任に関する一切の権限
 - (3) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
 - (4) 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限
 - (5) 共同企業体の結成、共同企業体結成後の契約の締結に関する一切の権限(建設工事のみ)
 - (6) その他前各号に附帯する一切の権限
- その他、上記委任事項に補足する事項及びその他委任事項がある場合は、委任内容を記載してください。

注意事項

- 1 使用印及び代理人使用印は個人が特定できる印鑑を使用してください。
- 2 建設工事については、委任事項(3)・(4)・(5)は営業所等許可を受けた建設業に限りません。

(その2)

申請区分	
商号区分	

使用印鑑兼任状況

年 月 日

千葉県知事
 千葉県立病院局長
 千葉県教育委員会教育長

所在地又は住所
 登記上の所在地
 又は住民票上の住所

商号又は名称
 代表者職氏名

実印

使用印

- 1 使用印鑑届
 私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。
 *実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。
 印鑑は、はつきりと押印してください。
- 2 委任事項
 私は、 から までの入札参加資格の有効期間において、委任事項はありません。

六 変更後の別記様式

物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、県の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約(建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。)に係る令和八年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和六年四月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 第一 入札に参加することができる者
 入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、資格を有すると認められたものとする。
 一 施行令第六百六十七条の四第一項(施行令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
 二 施行令第六百六十七条の四第二項(施行令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされている者
 三 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- 第二 資格審査の基準日
 入札参加資格のない者が随時に申請を行う場合の資格審査の基準日(以下「審査基準日」という。)は、申請日とする。
- 第三 入札参加資格審査の申請方法及び添付書類
 一 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用した物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査の申請(以下「電子申請」という。)を知事に行わなければならない。
 二 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書、審査項目調査書、契約実績調査及び許可認可調査(以下「申請書等」という。)を印刷しなければならない。
 三 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を郵送等により知事に提出しなければならない。ただし、日本国内に営業所を置かない者が提出する場合にあっては、納税証明書、法人の登記事項証明書又は身分証明書等の提出を省略することができる。
 1 申請書等
 2 経歴書(創業時から現在までの営業経歴を記載したもの)
 3 財務諸表(審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度のものとする。)
 4 納税証明書(全ての千葉県税並びに審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、県内に営業所等を有しない者にあっては、全ての千葉県税の納税証明書を省略することができる。)
 5 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書
 6 申請者が個人である場合にあっては、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書及び後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書

<p>7 営業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、許可証、認可証等の写し</p> <p>8 国際規格等（ISO9001若しくはISO14001又はエコアクション21（一般財団法人持続性推進機構が認証するもの）をいう。以下同じ。）の認証を取得している者にあつては、当該認証に係る登録証等の写し</p> <p>9 障害者法定雇用率達成者にあつては、障害者雇用状況報告書の写し</p> <p>10 技術者の資格免許等取得状況一覧表</p> <p>11 代理人を定める場合にあっては、委任状</p> <p>第四 資格審査の電子申請の時期</p> <p>資格審査の電子申請は、随時に行うことができる。</p> <p>第五 電子申請等に用いる言語等</p> <p>一 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがな若しくは片仮名に置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL（ホームページのアドレスをいう。以下同じ。）については、この限りでない。</p> <p>二 提出書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。その他の書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>三 電子申請及び提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>四 各証明書は、電子申請を行った日前三箇月以内に発行されたものとする。</p> <p>第六 資格審査及び等級区分</p> <p>知事は、提出書類を提出した申請者について資格審査を行った結果、入札に参加する資格を有すると認めるときは、次に掲げる事項を数値により評価し、当該数値の合計により別表に定める等級に格付けをするものとする。</p> <p>一 製造又は販売の実績</p> <p>二 経営規模</p> <p>1 自己資本の額</p> <p>2 生産設備の額</p> <p>3 常勤職員数</p> <p>三 経営状況</p> <p>1 流動比率</p> <p>2 営業年数</p> <p>四 その他</p> <p>1 国際規格等の取得状況</p> <p>2 障害者雇用状況</p>	<p>第七 物品等入札参加業者適格者名簿への記載及び資格の有効期間</p> <p>一 第六による審査の結果に基づき入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）については、その氏名又は名称その他必要な事項を物品等入札参加業者適格者名簿に記載するものとし、その有効期間は、知事が指定する日から令和八年三月三十一日までとする。</p> <p>二 一により物品等入札参加業者適格者名簿に記載された者については、その所在地、商号又は名称、代表者の氏名、連絡先の電話番号、希望業種及び等級を公表するものとする。</p> <p>第八 資格審査の結果の通知</p> <p>資格審査の結果は、当該資格審査の申請者に通知するものとする。</p> <p>第九 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第二条第一項第四号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特例</p> <p>一 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第三に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>1 役員名簿</p> <p>2 組合員名簿</p> <p>3 適格組合（事業協同組合等のうち中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、これを証する書類</p> <p>二 適格組合が、組合員のうち任意に選択した十以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第三に定める書類を提出した場合にあつては、当該適格組合に係る資格審査は、第六の一から三までに掲げる事項のうち、営業年数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により、その他の事項については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により行うものとする。</p> <p>第十 変更等の届出</p> <p>入札参加資格者は、その資格の有効期間中に、次に掲げる事項について変更があつたとき、又は営業を廃止したときは、速やかにその旨を電子情報処理組織を使用して知事に届け出なければならない。</p> <p>一 商号又は名称</p> <p>二 営業所の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及びURL</p> <p>三 入札参加資格者が法人の場合にあつては、その代表者の氏名</p> <p>四 入札参加資格者が個人の場合にあつては、その氏名</p> <p>五 代理人</p> <p>六 希望業種（第一希望業種は変更できない。）</p> <p>第十一 入札参加資格の取消し</p> <p>一 入札参加資格者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その入札参加資格</p>
---	--

を取り消すものとする。

- 1 第一の一若しくは二に該当することとなったとき、又は営業に関し必要とされる許可、認可等を失ったとき。
- 2 電子申請、提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。
- 3 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

二 入札参加資格者が第十による変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出をしないときは、その者の資格を取り消すことができるものとする。

三 一及び二により入札参加資格の取消しを行ったときは、知事はその旨を入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を物品等入札参加業者適格者名簿から抹消するものとする。

第十二 入札参加資格の停止

一 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、知事はその者の資格を停止するものとする。

- 1 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から六箇月が経過する日まで
- 2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
- 3 民事再生法(平成十一年法律第二十五号)に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

二 一により入札参加資格の停止を行ったときは、知事はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第十三 入札参加資格の更新に関する手続

入札参加資格の更新を希望する者は、令和八年四月一日以降の入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について別に公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請書を提出すること。

第十四 千葉県警察本部への情報提供、照会等

申請者に関する情報については、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を県が実施する入札から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対し必要な書類の提出を求めることがある。

第十五 この公告に関する問合せ先
千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三(二二三)二二二一

等級別	審査数値
A級	七十点以上
B級	四十点以上七十点未満

C級 四十点未満

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年四月十六日から八月十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十六日から八月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年四月十六日
千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カシミフードスクエア映が丘店
船橋市映が丘三丁目三七四番二ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井隆博
- 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹
- 5 変更年月日
令和五年四月一日

二 届出年月日
令和五年七月十二日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年四月十六日から八月十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十六日から八月十六日まで、千葉県

商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年四月十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロイヤルホームセンター松戸

松戸市松戸新田字吉兵衛屋舗一二五番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井隆博

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹

5 変更年月日

令和五年四月一日

二 届出年月日

令和五年七月五日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年四月十六日から八月十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮

すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十六日から八月十六日まで、千葉県

商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年四月十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東習志野商業施設

習志野市東習志野七丁目一番一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井隆博

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹

5 変更年月日

令和五年四月一日

二 届出年月日

令和五年七月五日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び習志野市協働経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年四月十六日から八月十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮

すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十六日から八月十六日まで、千葉県

商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年四月十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南流山商業施設

流山市大字木字下谷四〇七番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人ほか

埼玉県川越市新宿町一丁目一〇番地一ほか

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人ほか

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人ほか

5 変更年月日

令和五年四月一日

二 届出年月日

令和五年七月十二日

<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課</p>	<p>六八立方メートル 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 一三一立方メートル</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、令和六年四月十六日から八月十六日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十六日から八月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年四月十六日</p>	<p>12 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 一三一立方メートル 13 開店時刻及び閉店時刻を変更する小売業者の氏名又は名称 未定 14 変更前の開店時刻及び閉店時刻 なし 15 変更後の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時 16 駐車場の自動車の出入口の位置の変更 17 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更 18 変更年月日 令和六年十一月二十三日</p>
<p>一 届出の概要 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパービバホームちはら台店 市原市ちはら台南三丁目二一番地一ほか 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦 新潟県三条市上須頃四四五番地 3 変更前の大規模小売店舗内の店舗面積の合計 一八、〇七五平方メートル 4 変更後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二〇、一三二平方メートル 5 変更前の駐車場の収容台数 六六〇台 6 変更後の駐車場の収容台数 七七七台 7 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 五四二台 8 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 七九台 9 変更前の荷さばき施設の位置及び面積 二五〇平方メートル 10 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 四一六平方メートル 11 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p>	<p>二 届出年月日 令和六年三月二十二日 三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課 建築士法に基づく建築士の免許の取消し 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。 令和六年四月十六日 千葉県知事 熊谷 俊人</p>
	<p>一 免許の取消しをした年月日 令和六年四月四日 二 建築士の氏名 渡部文昭 三 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士 四 登録番号 千葉県知事登録第五一一一号 五 免許の取消しの理由 その相続人から死亡した旨の届出があり、このことが、建築士法第九条第一項第二号に該当する。</p>
	<p>企 業 局 公 告 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、千葉県企業局の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。）に係る令和八年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競</p>

争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和六年四月十六日

千葉県企業局長 三 神 彰

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について

入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和六年四月十六日付け千葉県公告(物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。)に定められているとおりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県企業局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第八の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

二 この公告に関する問合せ先

千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三(二二三)二二二一

千葉県企業局管理部経理課契約班 電話〇四三(二二一)八五八九

病 院 局 公 告

物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、千葉県病院局の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約(建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。)に係る令和八年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和六年四月十六日

千葉県病院局長 山 崎 晋一朗

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について

入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和六年四月十六日付け千葉県公告(物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。)に定められているとおりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事へ

の申請をもって千葉県病院局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第八の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

二 この公告に関する問合せ先

千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三(二二三)二二二一

千葉県病院局経営管理課経営企画戦略室 電話〇四三(二二三)三九六七

購読料

本号

一部

三〇円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八